

庄内南部地区合併協議会だより



この八月二十五日、第八回の庄内南部地区合併協議会を開き、これまで取り組んできたことのおさらいをしながらこれから大詰め協議をする課題、さらに合併するときの基本ともなる「四つの基本項目の取り扱い」について協議をしました。

この協議会だよりでは、その協議の内容について報告します。

これからの協議課題と 四つの基本項目の取り扱いについて

第8回協議会から

一、これまでの経過と これからの方針

協議会が発足してから、協議会では五つの小委員会を設けるなどとして主に次の活動をしてきました。

合併特例法や財政援助など特例措置の内容の研究
構成市町村政の実情紹介や人口の将来想定を基に合併が必要な事情について理解を深めること
事務局における、合併構想づくりのための詳細な資料の収集・整理・分析

この間、構成市町村では議会議員の選挙が行われ、それが一段落した八月に、ようやく協議会委員が固まりました。そこで協議会では、次の「二」と「三」で述べることからについて、本格的な討議を重ねることになりました。これらの合併構想案は、来年度の市町村議会の六月か九

月の定例会に提出する必要があるため、原案は今年度末までまとめることにします。

二、合併を進める上の 四つの基本項目について

まず、基本項目のうち、合併することにした場合の「新市の事務所の位置」と「新市発足の時期」については、次のとおり決定しました。

「新市の事務所の位置」は、現鶴岡市役所の鶴岡市馬場町九番二十五号とすること。この場合、現市役所庁舎の増改築は考えないことを原則とする。

「合併の時期」は、現行の合併特例法で定めた特例措置が適用される期限である平成十七年三月末までとすること。

次に、基本項目の残りの二つ、「合併の方式」を、「新設」とするか「編入」とするか、また「新市の名称」をどうするか、については、なお協

新委員の委嘱について

7月中に藤島町、羽黒町、三川町の3町で町議会議員選挙が実施されたことに伴い、新たに次の方を委員に委嘱しました。(敬称略)

齋藤 久 (藤島町議会議長)
山口 猛 (羽黒町議会議長)
富樫 栄一 (羽黒町議会議員)

... 8月25日付け

議会などでよく協議します。結論は、関係市町村の十二月定例会議開催前までにはつきりさせることに決まりました(なお、協議会会長の私見として「新設」を選ぶのが適切とのコメントを公表しました)。

さらに、新市になった時の「市議会議員」の定数と任期について、協議会委員のうち議会議員の方々で構成する小委員会でも専門的な協議をしてもらうことにし、その結論は、十二月定例会議前にはつきり出していくように依頼しました。

三、基本項目と併行し、 協議を煮詰めていく 課題

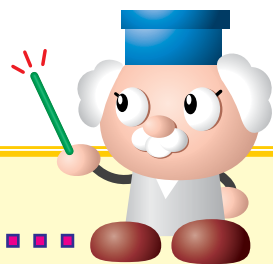
協議会では、次の三項目について協議を深めていくことになりました。

合併協議を進めるうえで最も重要な項目として、次の4つを「基本4項目」といいます。

合併の方式
合併の期日
新市の名称
新市の事務所の位置



8月25日に開催された合併協議会



「新設」と「編入」を比べると...

項目	新設合併	編入合併
新市の名称・事務所的位置	新たに定めます。	通常は編入する市町村の名称・位置となります。
市町村の長	市町村の長は全員、退任し、新たに選挙を行って決めます。	編入する市町村の長はそのまま、消滅する市町村の長は退任します。
議会議員の定数と任期	<p><原則> 全議員が退任し、新しい市町村の法定定数によって選挙を行います。 庄内南部地区の法定定数は34人となります。</p> <p><特例> 合併時は次のどちらかを選択できます。選挙で、法定定数の2倍までの議員定数とすることができます(定数特例)。 合併前の市町村の議員は、最長で2年間、引き続き新市の議員となることができます(在任特例)。 この場合庄内南部地区の市議会議員は127人となります。</p>	<p><原則> 編入する側の議員はそのまま、消滅する市町村の議員は全員退任します。ただし、合併後の人口に応じて法定定数が増える場合は増員選挙をすることができます。</p> <p><特例> 合併時は次のどちらかを選択できます。編入される区域について、人口と議員数に応じた割合で算定した議員数を増員して定数とすることができます(定数特例)。 消滅する市町村の議員は、編入する市町村の議員の残りの任期の期間、引き続き議員となることができます(在任特例)。 どちらも、次の選挙でも特別定数を適用できる。</p>
条例・規則	原則として新たに制定します。	編入する市町村の条例・規則が適用されます。

協議会の各組織の活動状況

合併協議会	昨年度は、制度の研修や各市町村の施策の報告を中心に開催。今後、合併前まで、合併全般に渡って継続的に協議。
運営小委員会	協議会の会長・副会長と市町村長で設置。協議会の運営に関して、必要に応じて協議。
議会議員定数等検討小委員会	議会議員である協議会委員で構成。議会議員の定数と任期について、現在集中的に調査・審議中。
専門小委員会	市町村長を除く協議会委員で構成。それぞれ所管する事項について、合併前まで調査・審議。 第一小委員会：総務、商工、観光、まちづくり 第二小委員会：住民生活、健康福祉、教育 第三小委員会：農林水産、建設

いずれも総会と専門小委員会とで検討していきますが、まず年末までは委員間で自由な討議を重ねることとします。年明けからはこれらの討議結果を取り入れた事務局の素案をもとに検討し、協議会としての案を年度末には決める予定です。

1 新市の建設計画

合併特例法によると、新市の建設計画の内容は、

- 「新しいまちを建設していくための基本方針」
- 「その基本方針を実現するための主な事業等」
- 「新市の財政の計画」

この定めに沿って協議・検討し、計

画案をまとめます。

新しいまちづくりの計画は、各市町村が議会の議決によって定めている「まちづくりの基本構想」を尊重して作成されると思われまます。どの市町村でも豊かな美しい自然と誇れる文化、人情あふれる住民性を継承・発展させ、特性あるまちづくりに努めています。協議会でまとめる新市の建設構想においても、この地域のすばらしい特性をさらに引き出し、これからの新しい価値観に添った、真に魅力あるまちを創造する提案をしていきたいと考えています。

2 市町村間で異なる各種の制度・施策の調整

〇〇市の使用料は高いが〇〇町の

合併特例法

主な特例措置

(平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用されます。)

議会の議員の定数・任期の特例 合併直後の議員定数と任期について、3ページの表のような定数特例、在任特例を適用することができます。

地方税に関する特例 合併前の市町村ごとの税金の違いについて時間をかけて調整することができるよう、合併年度とこれに続く5年度の間、合併前の市町村の区域ごとに均一でない課税をすることができます。

地方交付税の額の算定の特例 合併前の市町村それぞれに交付されていた地方交付税が合併によって1つの団体分として算定され、区域の総交付額としては減額となります。急激な減額とならないよう、合併年度とこれに続く10年度の間は、合併しなかった場合と同様に算定され、以後5年間で段階的に減額し、本来の交付税額となります。

地方債の特例 合併後の市町村が、まちづくりの推進のために行う事業や基金の積立てのために要する経費について、合併特例債を利用することができます。特例債は、対象経費の95%まで借りることができ、さらにその利息分を含めた返済額の70%が交付税措置されます。つまり、事業費のうち66.5%が補てんされるという、とても有利な借り入れの制度です。

使用料は安いといった具合に、市町村の間には公共サービスの内容や水準、あるいは分担金・使用料など課徴金に大なり小なり違いがあります。仕事の仕方でも違う場合があります。そんな違いがある市町村が合併をする際は、その違いをなくする調整をするのが原則となります。

しかし、これらの違いはそれなりの経過など理由があつて生じたとも言えるので、短時間のうちに必要以上の無理な調整をするのは避けるべきです。

そこで協議会では、法律やいろいろな経過を見て、合併時までには調整すべきものと、当面は調整を先送りしても許されるものにと振り

分けをおこないます。

さらに、合併までに調整すべきものの具体的な調整案について重点的に協議し、いずれも年度末には取りまとめを終える予定です。なお、調整を先延ばしにしたものについても、その取り扱いや調整の基本的な考え方などについて、できる限り協議していきたいと考えています。

3 行政サービスの仕組みを適正に再構築する

高齢化が進行するのに伴い、求められる公的サービスの量が増加し、質も多様かつ難しくなります。このように行政に対するニーズは膨らむ見込みですが、反面では、行政サービスを提供する力が、財政面や人的

な能力面から不足し、対応しきれなくなる懸念があります。

そこで、その心配がなくなるように、市町村の合併により、行政サービスをうまく提供できる仕組みを再構築することが必要になります。

その詳細な具体案は、実務を担う担当部局がまとめていくこととなります。しかしその際には、行政サービスを提供する上で、特に留意すべき問題を十分に考慮し、その上で真に住民サイドに立ったサービスができる行政の仕組みを構築する必要があります。

ちなみに、「遠隔地の住民サービスを低下させるな」、「現在の町村の特性を消すな」、とかの懸念が聞かれますが、協議会では、そうした懸念される項目を洗い出し、これらについていろいろな角度から留意点を掘り下げて調べ、協議を重ねていきます。

四、住民への広報など

協議会だよりは、今年度から原則として年四回(必要に応じて臨時号も企画)発行し、住民の皆さんに協議会の活動状況をお伝えしていきます。

また協議会のホームページでも、新しい情報をしっかり提供します。なお協議会の会議資料や議事録は、市役所や各町村役場でご覧になれます。

むすび

最近の情報では、全国の市町村の中で、合併の法定協議会に参加している市町村は千四百四十二団体、これに任意協議会に参加している市町村を加えると、二千三十四団体で、全体の六三・九%が合併に取り組んでいます。厳しい先行きの見通しの中で、安心・安全な住民生活を保つための自衛策を強化しつつ、未来に向け「豊かな自然、多彩な文化に恵まれた「いのち輝く」この地域」を後世にしっかりと引き継いでいくため、ゆとりを失わず真剣に努力していかなければならないと思います。住民の皆さんの温かいご指導、ご理解、ご支援を賜わるとお願いいたします。

庄内南部地区 第3号 合併協議会だより

編集・発行/庄内南部地区合併協議会事務局
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25
TEL0235-25-2115 FAX25-2154
電子メール info@shonainanbu-gappei.jp
ホームページアドレス http://www.shonainanbu-gappei.jp/